

平成30年 3月27日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

平成29年度自殺対策強化月間 司法書士と精神保健福祉士による
こころ・いのちと法律の無料電話相談会「その悩み、ひとりで抱え込まないで！」

2 開催日時

平成30年3月25日（日）10：00～16：00

3 開催趣旨

我が国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超えていましたが、平成18年、この状況を受けて自殺対策基本法が公布、施行され、対策の指針となる自殺総合対策大綱に基づく官民挙げた様々な取組みの結果、平成22年以降減少に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。また、昨年の長野県内の自殺者数は339人であり、平成8年以降最少の人数まで減少しました。しかしながら、15歳から39歳までの各年代の死因第一位は自殺で、若い世代の自殺は世界的に見ても深刻な状況にあり、年代や地域別に、より実践的な取組みが求められています。また依然として、多くの方が、一人で悩みを抱えて苦しみ、自らの手でその命を絶つという悲しむべき事態が起り続けていることに変わりはありません。

また、近年、我々を取り囲む社会問題は、経済、貧困、労働、健康、家庭、対人関係などの幾つもの問題が複雑に関連し合いながら、一人ひとりの生活に影響を及ぼし、さらに状況が悪化した場合には、心身に不調をきたす傾向も見られ、自らの力のみでその問題を解決することが困難になってきています。

そこで、長野県精神保健福祉士協会と共同で、自殺総合対策大綱に定める自殺対策強化月間（月別自殺者数の最も多い3月）に合わせて、日頃、精神保健及び福祉分野の相談支援に携る精神保健福祉士が、相談者のおかれた状況を整理し具体的な方法を見出せるようサポートするとともに、相談者の不安や心配等を受け止め、心身の健康状態についての相談に対応し、法律専門職である司法書士が、自殺の引き金となる社会的要因に対して、個別具体的に法的な解決方法についての助言を行い各々の専門分野を担当しながら、互いに補い連携することで、より広い見地からの総合的な支援を行うとともに、自殺予防のゲートキーパーの役割を果たしたいと考え、本相談会を開催しました。

4 相談件数

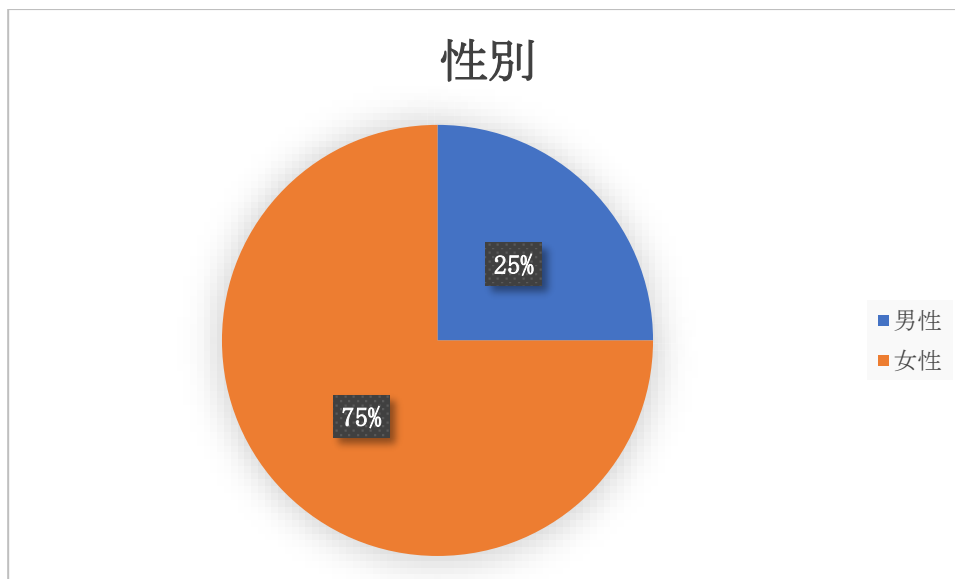
合計 13件

※二度ご相談いただいた方が1件ありました。

内訳

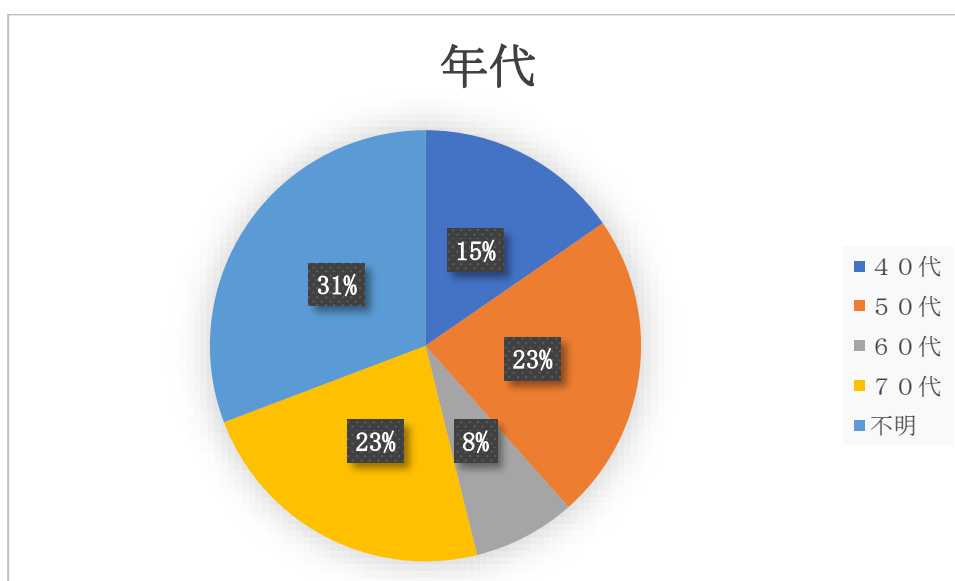
(1) 性別

男性 3名 女性 9名



(2) 年代

40代 2名 50代 3名 60代 1名 70代 3名
不明 4名



- (3) 相談会を何で知ったか
地元広報誌、地元無線放送

5 主な相談内容

寄せられた相談は、以下のとおりでした。

- ・離婚など夫婦関係に関する悩みについて
- ・子育てに関する悩みについて
- ・離婚調停に関する疑問について
- ・生活保護に関する疑問について
- ・親の介護に関する悩みについて
- ・老後、死後に関する不安について
- ・医療に関する不信や不安について
- ・個人情報保護法について

6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会開始直後より電話が鳴りつづけ、1時間を超える相談もありました。結果、空白の時間はほぼなく、電話がつながらずに相談することができなかつた方もいたのではないかと思います。

相談内容としては、精神的問題から法的問題までさまざま、精神保健福祉士のみまたは司法書士のみでは対応できないケースが多くあり、今回長野県精神保健福祉士協会との共催により開催できたことは大いに意義があったと感じました。

自殺対策に対する取り組みを行うには、関係他団体との連携は必須であり、今後さらなる連携が必要であると思います。

7 相談会の様子

受話器をとらず、電話機のマイクとスピーカー機能を使用して行いました。



※個人情報保護のため、画像を加工しています。